

令和6年第2回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(6月13日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	1
2	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	2

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
(平成24年神奈川県条例第39号) 新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワーク	横浜市港南区 笹下一丁目7番6号	平成31年1月1日から令和6年7月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン	伊勢原市桜台一丁目5番31号	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで
(削除)			特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川	海老名市中央三丁目3番10号の301	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで
(略)			(略)		
(削除)			特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブオリーブ	横浜市金沢区 柳町3番地16	令和3年8月1日から令和8年7月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活動法人ABCジャパン	横浜市鶴見区 鶴見中央四丁目7-15La Campaigna KISOYA302号室	令和6年1月1日から令和11年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン	伊勢原市桜台一丁目5番31号	令和6年8月1日から令和11年7月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワーク	横浜市港南区 笹下一丁目7番6号	令和6年8月1日から令和11年7月31日まで	(新規)		

2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～40（略）	（略）	1～40（略）	（略）
41 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）及び医療法施行条例（平成25年神奈川県条例第4号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1)～(41)（略） (削除)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄(3)から(5)まで、(7)から(11)まで及び(14)から(16)までに掲げる事務、 <u>左欄(17)</u> <u>に掲げる事務</u> （地域医療支援病院に係るものを除く。）、 <u>左欄(18)</u> から(23)までに掲げる事務、 <u>左欄(26)</u> <u>に掲げる事務</u> （法第29条第3項の規定による処分に係るものを除く。）、 <u>左欄(29)</u> から(33)まで及び(35)から(38)までに掲げる事務 、 左欄(39)のうち(3)及び(4)に掲げる事務に関するもの並びに左欄(40)及び	41 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）及び医療法施行条例（平成25年神奈川県条例第4号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1)～(41)（略） <u>(42) 条例附則第2項の規定により、同項において定めるものを地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条に規定する数として、(3)から(5)までに掲げる事務を処理すること。</u>	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（左欄(3)から(5)まで、(7)から(11)まで及び(14)から(16)までに掲げる事務に関するもの、 <u>左欄(17)</u> に掲げる事務（地域医療支援病院に係るものを除く。）に関するもの、 <u>左欄(18)</u> から(23)までに掲げる事務に関するもの、 <u>左欄(26)</u> に掲げる事務（法第29条第3項の規定による処分に係るものを除く。）に関するもの、 <u>左欄(29)</u> から(33)までに掲げる事務に関するもの、 <u>左欄(35)</u> から(38)までに掲げる事務に関するもの、 <u>左欄(39)</u> のうち(3)及び(4)に掲げる事務に関するもの並びに左欄(40)から

改 正		現 行	
	(41) _____ に掲げる事務にあつては、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に限る。)		(42) までに掲げる事務にあつては、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に限る。)
42～160 (略)	(略)	42～160 (略)	(略)